# 令和６年度（令和５年度実施）
# 高知県公立学校教員採用候補者選考審査
# 筆記審査（専門教養）

## 小学校　中学校　県立学校　養護教諭

| 受審番号 | | 氏　　名 | |
|---|---|---|---|

【注意事項】

1　審査開始の合図があるまで，この問題冊子の中を見ないでください。

2　解答用紙（マークシート）は２枚あります。切り離さないでください。

3　解答用紙（マークシート）は，２枚それぞれに下記に従って記入してください。

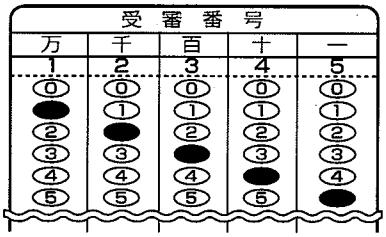
○　記入は，HBの鉛筆を使用し，該当する◯の枠からはみ出さないよう丁寧にマークしてください。

マーク例　（良い例）●　（悪い例）✓　／　✕

○　訂正する場合は，消しゴムで完全に消してください。

○　氏名，受審する教科・科目，受審種別，受審番号を，該当する欄に記入してください。

また，併せて，右の例に従って，受審番号をマークしてください。



記入例
（受審番号１２３４５の場合）

※　正しくマーク（正しい選択問題への解答及びマーク）していないと，正確に採点されませんので，注意してください。

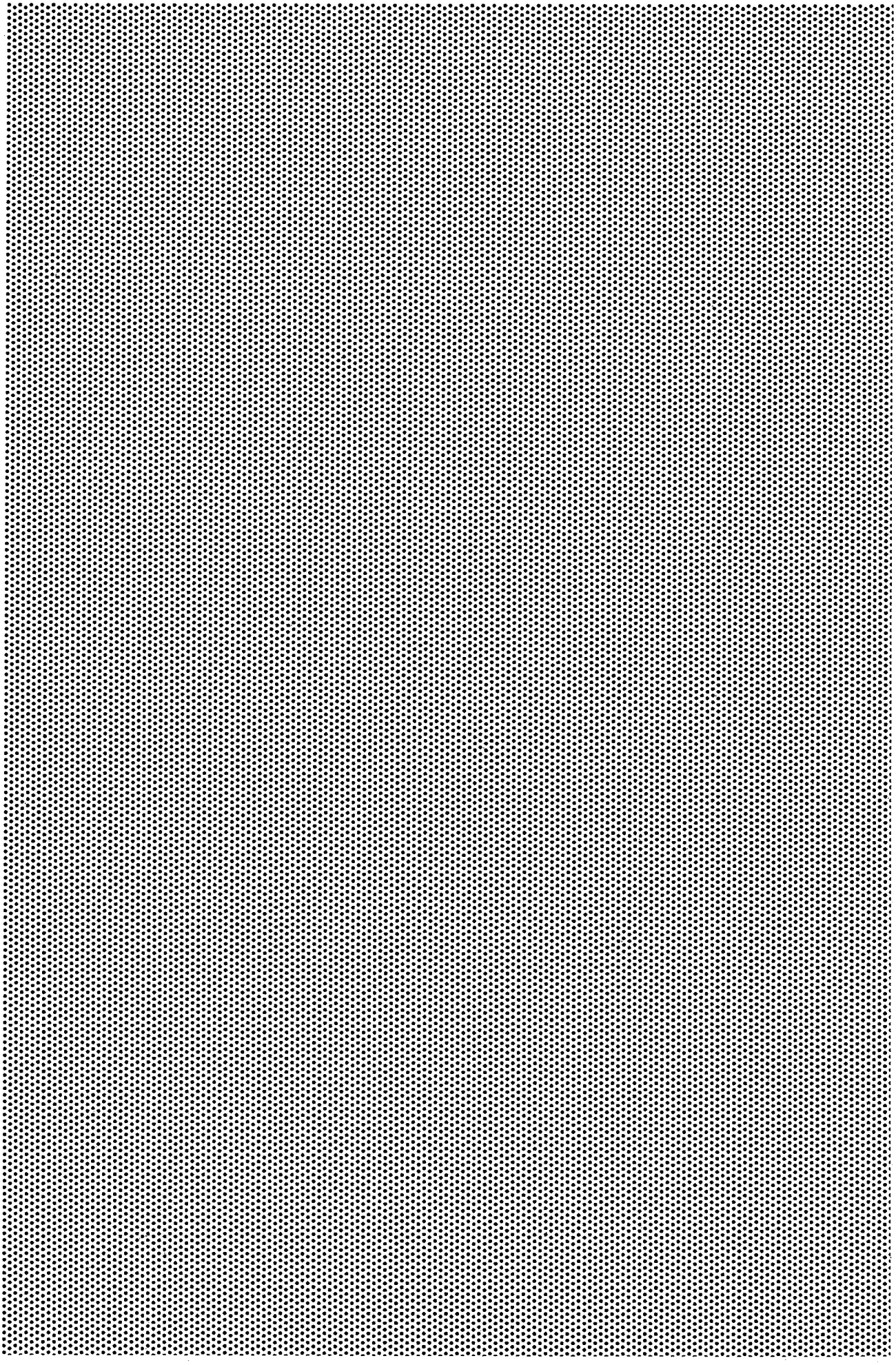
4　解答は，解答用紙（マークシート）の解答欄をマークしてください。例えば，解答記号［ア］と表示のある問いに対してｂと解答する場合は，下の（例）のようにアの解答欄の(b)をマークしてください。

（例）

| ア | ⓐ | ● | ⓒ | ⓓ | ⓔ | ⓪ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ | ・ | － | ± |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|

なお，一つの解答欄に対して，二つ以上マークしないでください。

5　筆記審査（専門教養）が終了した後，解答用紙（マークシート）のみ回収します。監督者から指示があれば，この問題冊子を，各自，持ち帰ってください。



第１問　次の１～３の問いに答えなさい。

１　次の文は，学校保健安全法（昭33.4.10法律第56号）の条文の一部抜粋である。文中の（　①　）～（　④　）に該当する語句の組み合わせを，下のａ～ｅから一つ選びなさい。［　ア　］

第６条　文部科学大臣は，学校における（　①　），採光，照明，保温，清潔保持その他環境衛生に係る事項について，児童生徒等及び職員の健康を（　②　）する上で維持されることが望ましい基準（以下この条において「学校環境衛生基準」という。）を定めるものとする。

２　学校の設置者は，学校環境衛生基準に照らしてその設置する学校の適切な環境の（　③　）に努めなければならない。

３　校長は，学校環境衛生基準に照らし，学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があると認めた場合には，（　④　），その改善のために必要な措置を講じ，又は当該措置を講ずることができないときは，当該学校の設置者に対し，その旨を申し出るものとする。

| | ① | ② | ③ | ④ |
|---|---|---|---|---|
| a | 換気 | 増進 | 改善 | 適切な時期に |
| b | 通風 | 増進 | 維持 | 適切な時期に |
| c | 換気 | 保護 | 維持 | 遅滞なく |
| d | 通風 | 保護 | 改善 | 遅滞なく |
| e | 換気 | 増進 | 維持 | 適切な時期に |

2　次の文は，学校保健安全法施行令（昭33.6.10政令第174号）の条文の一部抜粋である。文中の（　①　）～（　④　）に該当する語句の組み合わせを，下のａ～ｅから一つ選びなさい。［　イ　］

第１条　学校保健安全法第11条の健康診断は，（　①　）施行令第２条の規定により（　②　）が作成された後翌学年の初めから（　③　）までの間に行うものとする。

２　前項の規定にかかわらず，市町村の教育委員会は，同項の規定により定めた就学時の健康診断の実施日の翌日以後に当該市町村の教育委員会が作成した（　②　）に新たに就学予定者が記載された場合において，当該就学予定者が他の市町村の教育委員会が行う就学時の健康診断を受けていないときは，当該就学予定者について，（　④　）就学時の健康診断を行うものとする。

| | ① | ② | ③ | ④ |
|---|---|---|---|---|
| a | 教育基本法 | 学籍簿 | ４月前 | 遅滞なく |
| b | 教育基本法 | 学齢簿 | ２月前 | 速やかに |
| c | 教育基本法 | 学齢簿 | ２月前 | 遅滞なく |
| d | 学校教育法 | 学籍簿 | ２月前 | 速やかに |
| e | 学校教育法 | 学齢簿 | ４月前 | 速やかに |

3　次の文は，学校保健安全法施行規則（昭33.6.13文部省令第18号）の条文である。文中の（　①　）～（　④　）に該当する語句の組み合わせを，下のａ～ｅから一つ選びなさい。［ウ］

第16条　法第15条第１項の健康診断に当たつた医師は，健康に異常があると認めた職員については，検査の結果を総合し，かつ，その職員の職務内容及び（　①　）を考慮して，別表第２に定める（　②　）の面及び医療の面の区分を組み合わせて（　③　）を決定するものとする。

２　学校の設置者は，前項の規定により医師が行つた（　③　）に基づき，次の基準により，法第16条の措置をとらなければならない。

「Ａ」　休暇又は休職等の方法で（　④　）のため必要な期間勤務させないこと。

「Ｂ」　勤務場所又は職務の変更，休暇による勤務時間の短縮等の方法で勤務を軽減し，かつ，深夜勤務，超過勤務，休日勤務及び宿日直勤務をさせないこと。

「Ｃ」　超過勤務，休日勤務及び宿日直勤務をさせないか又はこれらの勤務を制限すること。

「Ｄ」　勤務に制限を加えないこと。

「１」　必要な医療を受けるよう指示すること。

「２」　必要な検査，予防接種等を受けるよう指示すること。

「３」　医療又は検査等の措置を必要としないこと。

| | ① | ② | ③ | ④ |
|---|---|---|---|---|
| a | 職務の質 | 勤務条件 | 指導区分 | 療養 |
| b | 勤務の強度 | 生活規正 | 指導区分 | 療養 |
| c | 勤務の強度 | 勤務条件 | 勤務評定 | 入院治療 |
| d | 職務の質 | 生活規正 | 勤務評定 | 入院治療 |
| e | 勤務の強度 | 勤務条件 | 勤務評定 | 療養 |

第２問　次の１～10の問いに答えなさい。

１　「児童生徒等の健康診断マニュアル－平成27年度改訂－」（文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課監修；公益財団法人　日本学校保健会）について，次の（1）～（4）の問いに答えなさい。

(1)　次の文は，健康診断実施上の留意点からの一部抜粋である。文中の（　①　）～（　④　）に該当する語句の組み合わせを，下のａ～ｅから一つ選びなさい。

ア

＜プライバシーの保護及び個人情報の管理＞

健康診断は，児童生徒等が自分の（　①　）を理解するとともに，保護者や教職員がこれを把握して適切な（　②　）や事後措置を行うことにより，児童生徒等の健康の保持増進を図るものである。その際，検査等を実施する方法や役割分担，ついたてなどの物や人の配置などを工夫したり，補助や記録を児童生徒等にさせて他の児童生徒等に結果が知られたりすることなどのないよう，児童生徒等のプライバシーの保護に十分な配慮を行わなければならない。また，結果の処理や活用の際に，個人が（　③　）される情報が外部に漏れたりすることのないよう，健康診断票等の個人情報の管理に十分配慮しなければならない。

＜男女差への配慮＞

前項のプライバシーの保護等に加え，診察や心電図検査等，衣服を脱いで実施するものは，（　④　）校種・学年で男女別に実施するなどの配慮を行うものとする。

| | ① | ② | ③ | ④ |
|---|---|---|---|---|
| a | 健康状態 | 指導 | 特定 | 全ての |
| b | 健康課題 | 指導 | 誤認 | 必要とする |
| c | 健康状態 | 治療 | 誤認 | 必要とする |
| d | 健康課題 | 指導 | 特定 | 必要とする |
| e | 健康課題 | 治療 | 特定 | 全ての |

(2)　次の文は，結核の有無の留意事項からの一部抜粋である。文中の（　①　）～（　④　）に該当する語句の組み合わせを，下のａ～ｅから一つ選びなさい。

イ

＜結核対策委員会について＞

結核対策委員会の開催は義務ではなくなり，（　①　）が直接精密検査の指示を行うことができるようになったが，教育委員会，（　②　）及び医療機関との連携で，精密検査を行うことが大切である。また，従来の方法に従って結核対策委員会の下で，精密検査を行うこともできる。

＜転出入に際しての情報の引継ぎ＞

結核の問診等で，精査が必要となった児童生徒等の転出入の際には，結核の（　③　）を防ぐためにも，健康診断票を転学先に提出することは，大変重要である。

＜結核発生時の対応＞

学校や地域社会で，結核の（　③　）のあった場合には，結核の有無について臨時の健康診断が実施される。学校は，（　②　）が実施する健康診断が円滑に進められるよう協力をすることを役割として求められる。

・　出席停止措置の適切な実施
・　（　②　）との連携による接触者に対する健康診断
・　臨時健康診断などを実施し，感染拡大の予防に努める必要がある。

結核の有無の検査において発病のおそれがあると診断された者については，おおむね（　④　）後に再度結核の有無の検査を行うことが規定されており，（　②　），医療機関との連携が一層大切になってくる。

| | ① | ② | ③ | ④ |
|---|---|---|---|---|
| a | 学校医 | 保健所 | 重症化 | ３カ月 |
| b | 学校長 | 衛生研究所 | 集団発生 | ６カ月 |
| c | 学校医 | 衛生研究所 | 集団発生 | ３カ月 |
| d | 学校長 | 保健所 | 重症化 | ６カ月 |
| e | 学校医 | 保健所 | 集団発生 | ６カ月 |

(3) 次の文は，心臓の疾病及び異常の有無における事後措置及び留意事項について述べたものである。①～⑥の説明のうち，正しいものの組み合わせを，下のａ～ｅから一つ選びなさい。［ウ］

＜事後措置＞

① 心疾患のある児童生徒等を早期に発見し，適切な指導を行い，心臓突然死を可能な限り，未然に防ぐ目的があり，そのためには，有所見者を専門医に紹介し，学校生活管理区分に従った指導を行う等，適切な事後措置が必要である。

② 学校では，学校生活管理指導表に基づいて生活管理や生活指導を行うため，家庭と連絡を取り，保護者や本人と話し合い，具体的な活動内容を確認する。確認した内容に基づき関係教員がAEDの適正使用も含めた共通理解を図り，管理・指導を行う。

③ 学校生活管理指導表には，過度の運動制限にならないように，児童生徒等の学年ごとに運動の内容についての運動強度の指導区分が記載されており，児童生徒等の指導区分を十分に把握して，学校での心臓突然死の予防に努めなければいけない。

④ 学校生活の中で指導区分を利用するに当たって，児童生徒等の意欲・習熟度などにより，運動内容も客観的に判断されるべきであるが，判断が難しい場合等は，学校長の了解を得た上で，主治医（専門医）などに連絡相談を行うことも必要である。

＜留意事項＞

⑤ 毎年，学校管理下で少なからず突然死が起きている。その突然死の原因をみると，心臓に起因したと思われるものが全体の50％を占めている。主たる原因疾患は先天性心疾患，心筋症，一部の不整脈である。

⑥ 早期にその原因が発見され，正しく，かつ適切な生活を行うことにより，多くの突然死の予防が可能である。そのためにも，正しい検査の実施とそれに続く適切な事後措置が求められる。

| a | b | c | d | e |
|---|---|---|---|---|
| ①② | ①③④ | ②⑤⑥ | ①③⑥ | ②④⑤ |

(4) 次の文は，健康診断時に注意すべき疾病及び異常における歯科口腔外科関連について述べたものである。文中の（ ① ）～（ ④ ）に該当する語句の組み合わせを，下のａ～ｅから一つ選びなさい。 エ

歯が健全な状態にあっても，歯列不正・咬合異常があると，（ ① ）や発音（構音）などの口腔の機能は十分に営まれないこともある。また，これらの所見は顔貌を特徴付け，ときに児童生徒等の心理状態にも影響を及ぼす。歯列不正・咬合異常の直接的な原因になる爪噛み，指しゃぶりなどの口に関係する習癖や，（ ② ）の誘因になる鼻咽頭疾患がみられるときは，改善のための対処が必要である。健康診断での歯列不正・咬合異常の検出は，不正・異常を有する児童生徒等に対し矯正治療の勧めをすることが第一義的な目的ではなく，給食などの学校生活や，発音などの（ ③ ）影響を及ぼす口腔機能への配慮や，むし歯，歯周病なども発生しやすいなど将来を見据えての（ ④ ）を重視するべきである。

| | ① | ② | ③ | ④ |
|---|---|---|---|---|
| a | 咀嚼 | 口呼吸 | 学習上 | 生活指導 |
| b | 嚥下 | 口呼吸 | 発達上 | 生活指導 |
| c | 嚥下 | 鼻呼吸 | 学習上 | 事後指導 |
| d | 咀嚼 | 鼻呼吸 | 発達上 | 生活指導 |
| e | 嚥下 | 口呼吸 | 発達上 | 事後指導 |

2　次の文は，「学校の運動器疾患・障害に対する取り組みの手引き」（財団法人　日本学校保健会）において，側弯症について述べたものである。文中の（　①　）～（　④　）に該当する語句の組み合わせを，下のａ～ｅから一つ選びなさい。［　オ　］

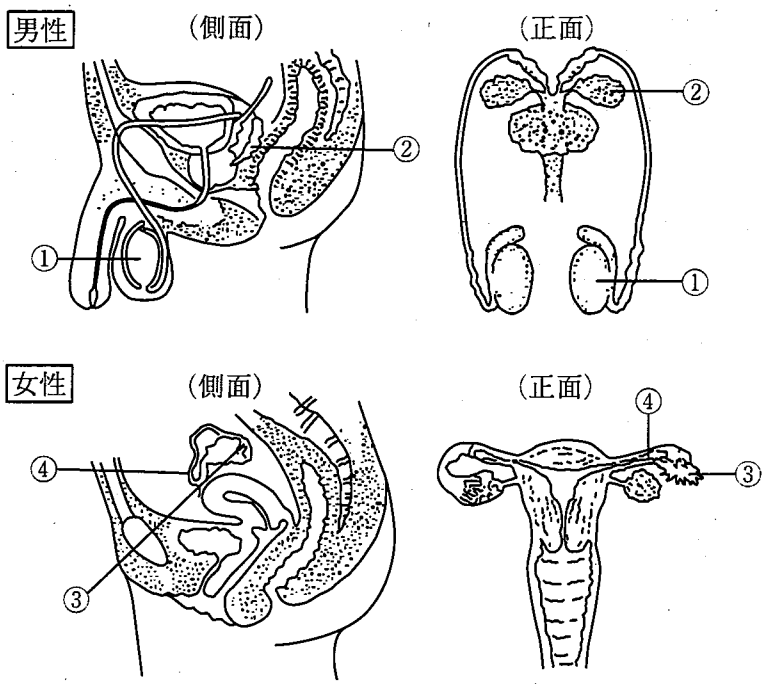
側弯は背骨が横に曲がった状態と定義されてきました。しかし，側弯は三次元的な観点から２つに分けることができます。１つは定義のごとくまったく背骨が（　①　）を伴わず単なる横に曲がった状態，もう１つは背骨が（　①　）ながら横に曲がった状態です。多くの人たちはこれらをすべてひっくるめて側弯症と呼んでいますが，前者のタイプの側弯は成長とともに悪化せず，決して重篤な高度側弯になることはありません。成長期に生じる側弯で問題になるのは後者の（　①　）を伴って悪化するもので，悪化すると背骨のみならず（　②　）の変形まで生じ，その後の生活に支障をきたします。

前述したように，側弯とは背骨が変形する疾患のなかでとくに（　①　）を伴って横方向に曲がる病態をいいますが，この側弯を引き起こす疾患群を側弯症と呼びます。したがって側弯症はひとつの疾患名ではなく，側弯を生じる多くの疾患の集まりです。そのなかでとくに（　③　）に多く，華奢で細く，手足が長く背が高いとする体型的な特徴を有し，とくに他の異常がない疾患群を特発性側弯症と呼んでいます。（　④　）に多く認められ，側弯全体の70％以上が特発性側弯症です。

| | ① | ② | ③ | ④ |
|---|---|---|---|---|
| a | 歪み | 骨盤 | 女児 | 幼児期 |
| b | 捻れ | 胸郭 | 女児 | 思春期 |
| c | 歪み | 胸郭 | 男児 | 幼児期 |
| d | 捻れ | 骨盤 | 女児 | 思春期 |
| e | 歪み | 胸郭 | 男児 | 思春期 |

3　次の図は，性器の解剖図を示すものである。図中の①～④に該当する語句の組み合わせを，下のａ～ｅから一つ選びなさい。［カ］

■性器の解剖図




| | ① | ② | ③ | ④ |
|---|---|---|---|---|
| a | 前立腺 | 精管 | 卵管采 | 膣 |
| b | 精巣 | 精管 | 卵巣 | 卵管 |
| c | 前立腺 | 精嚢 | 卵巣 | 卵管 |
| d | 精巣 | 精管 | 卵管采 | 膣 |
| e | 精巣 | 精嚢 | 卵管采 | 卵管 |

4 「学校における水泳プールの保健衛生管理　平成28年度改訂」（公益財団法人　日本学校保健会）について，次の（1）～（3）の問いに答えなさい。

(1) 次の文は，健康状態で注意が必要な事項からの一部抜粋である。文中の（ ① ）～（ ④ ）に該当する語句の組み合わせを，下のａ～ｅから一つ選びなさい。

キ

健康診断で確認された疾患は，水泳を行う前に（ ① ）の診察を受けることが必要です。慢性疾患の場合も，症状が（ ② ）すれば，（ ① ）の助言・指導の下，水泳に参加できます。場合によっては，医師の診断の下，適切な運動量をチェックしてもらう必要があります。

発熱や下痢などの（ ③ ）による症状があるときは，無理をして水泳させてはいけません。生理中のときは，清潔を保つなど（ ④ ）に十分注意し，痛みや出血量が多いような重い生理（月経困難症）のときには，水泳を休ませることも考慮すべきでしょう。

| | ① | ② | ③ | ④ |
|---|---|---|---|---|
| a | 学校医 | 軽快 | 風邪 | 衛生面 |
| b | 主治医 | 回復 | 風邪 | 生活面 |
| c | 主治医 | 軽快 | 急性炎症 | 衛生面 |
| d | 学校医 | 回復 | 急性炎症 | 生活面 |
| e | 主治医 | 軽快 | 風邪 | 衛生面 |

(2) 次の文は，水泳とその他の病気について述べたものである。①～⑤の説明について，正しいものには○，誤りのあるものには×をつけた場合，正しい組み合わせはどれか。下のａ～ｅから一つ選びなさい。［ク］

① 心臓疾患で水泳を禁止するものは，心不全の既往があるか，その危険の大きい場合，チアノーゼが強く，運動制限が大きい場合，重症弁膜症や重症先天性心疾患，心筋疾患や心電図変化の著しい術後の心疾患，その他運動に際し危険を伴う可能性のある疾患である。

② 腎臓疾患で水泳を禁止するものは，慢性腎炎で検査所見に異常のある場合や回復期，ネフローゼで検査所見に異常のある場合，投薬中や中止して時間が経過しているもの，急性腎炎で増悪期にある場合である。

③ 小児ぜん息の原因は様々だが，運動でぜん息発作が誘発されることはよくある。水泳の運動でも陸上の運動と同様，ぜん息発作が誘発されやすいのが特徴である。また，発作のない状態でも呼吸機能が著しく悪いときには運動全般に適さない。

④ ウイルス性肝炎には，ウイルスの種類によりＡ型，Ｂ型，Ｃ型及びその他の型のものがある。Ａ型は，便より水を介して口から入って感染することが知られているが，プールで感染した例はない。Ｂ型，Ｃ型やその他の型のものは，主に血液から感染するもので，プールでの感染はない。したがって，これらのウイルスを体内にもっていても，症状のない場合，水泳を禁止する必要はない。

⑤ 蟯虫は，肛門周囲に一晩のうちに１千個もの卵を産み付ける。したがって，日本寄生虫学会では，蟯虫に感染している場合にはプール水泳を禁止する必要があるとしている。

| | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ |
|---|---|---|---|---|---|
| a | ○ | ○ | × | × | ○ |
| b | × | ○ | × | ○ | × |
| c | ○ | × | ○ | ○ | × |
| d | × | × | ○ | × | ○ |
| e | ○ | × | × | ○ | × |

(3) 次の文は，プールで溺れている児童生徒を発見した場合の対処について述べたものである。文中の（ ① ）～（ ⑤ ）に該当する語句の組み合わせを，下のａ～ｅから一つ選びなさい。 ケ

＜状況把握とその対応＞

○傷病者の引きあげ，傷病者の状況把握

・事故発生に気づいたら，素早くプールサイドに引きあげる。

・意識や（ ① ）の有無などを迅速に把握する。

・頚椎損傷，頭部外傷が疑われる場合，安静に保つ。

・事故を目撃した児童から状況を聞きとる。

○指揮命令者による指示

○救急車要請

・その場から救急車の要請を行う。

○心肺蘇生法・応急手当

・AEDの使用を含む心肺蘇生を行う。（ ② ）に引き渡すまで心肺蘇生及び経過観察を継続する。

・体位，（ ③ ）について配慮する。

○救急車への同乗

○情報の管理

・児童生徒の混乱や動揺を抑えるとともに，噂や憶測により誤った情報が伝わらないよう十分な指導を行う。

＜事後措置＞

○ 事故の経緯を簡潔かつ正確に（ ④ ）するとともに，情報を整理して教育委員会へ事故報告を行う。

○ 外部へ情報を提供する場合，窓口を一本化し，複数の異なる情報が交錯し，混乱することがないように配慮する。

○ 事故の原因を分析し，事故防止対策や安全点検等を見直し，事故の（ ⑤ ）に取り組む。

○ 保護者に，独立行政法人日本スポーツ振興センターの手続きについての説明を行う。

○ 児童生徒の心のケアを行う。

| | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ |
|---|---|---|---|---|---|
| a | 正常な呼吸 | 医師 | 安静 | 記録 | 原因究明 |
| b | 正常な呼吸 | 救急隊 | 保温 | 記録 | 再発防止 |
| c | 呼吸停止 | 救急隊 | 安静 | 把握 | 原因究明 |
| d | 呼吸停止 | 医師 | 保温 | 把握 | 再発防止 |
| e | 呼吸停止 | 医師 | 保温 | 記録 | 原因究明 |

5 「学校の運動器疾患・障害に対する取り組みの手引き」(財団法人　日本学校保健会)において，運動器のケガ・故障への対処について述べたものである。次の(1)・(2)の問いに答えなさい。

(1) 次の文は，アイシングの仕方と注意について述べたものである。文中の（ ① ）～（ ④ ）に該当する語句の組み合わせを，下のａ～ｅから一つ選びなさい。

コ

アイシングはさまざまな目的で行われます。打撲や捻挫などケガをした部位の腫れや（ ① ）をおさえるため，運動でとくに負担のかかった部分に対して（ ② ）しないように，（ ① ）を早く軽快させるため，などです。

皮膚の（ ③ ）に注意しながら行えば心配ありませんが，アイシングをしたまま眠りこむと（ ④ ）になりますので注意しましょう。

| | ① | ② | ③ | ④ |
|---|---|---|---|---|
| a | 疼痛 | 再発 | 色 | 低体温 |
| b | 疼痛 | 慢性化 | 感覚 | 凍傷 |
| c | 炎症 | 慢性化 | 色 | 低体温 |
| d | 炎症 | 慢性化 | 感覚 | 凍傷 |
| e | 炎症 | 再発 | 感覚 | 凍傷 |

(2) 次の文は，腕のケガ・故障のときの三角巾の使い方について述べたものである。文中の（ ① ）～（ ④ ）に該当する語句の組み合わせを，下のａ～ｅから一つ選びなさい。 サ

＜三角巾固定の意義＞

三角巾固定は上肢の安静のためにスポーツの現場や医療機関で多く使われます。とくに現場で外傷により鎖骨や上肢の骨折が疑われる場合は，できる限り安静に保ち，速やかに医療機関への受診が必要です。明らかな変形がある場合は，受傷部位に（ ① ）を当てながら固定するとともに，上肢全体の動きを制限して疼痛の軽減と安静を目的に三角巾による固定が簡便かつ有効です。

＜提肘固定＞

上肢の固定の場合は全巾を広げ，（ ② ）の肩に片方の端を置き，頂点を患側の肘の下に当てます。このとき前腕から手は前胸部においておきます。そのあとで下方に下がっているもう一方の端をケガしている腕全体を包むようにして上に向かって折りながら（ ③ ）の肩にかけて，頸部の後ろで２つの端を結びます。後頸部の結び目が同じ部位の皮膚の圧迫を生じないよう注意します。手関節（手首）は縁の部分で圧迫を受けないように布に隠しますが，（ ④ ）は見えるようにします。肘の部分にくる頂点は結んでおきますが，ここでも神経が圧迫されないように注意する必要があります。

| | ① | ② | ③ | ④ |
|---|---|---|---|---|
| a | 副子 | 健側 | 患側 | 指 |
| b | 副子 | 患側 | 健側 | 掌 |
| c | 冷却剤 | 健側 | 患側 | 掌 |
| d | 副子 | 患側 | 健側 | 指 |
| e | 冷却剤 | 健側 | 患側 | 指 |

6　アレルギーについて，次の（1）・（2）の問いに答えなさい。

（1）　次の文は，アレルギー性結膜炎について述べたものである（「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン　令和元年度改訂」，公益財団法人　日本学校保健会）。①～⑤の説明について，正しいものには○，誤りのあるものには×をつけた場合，正しい組み合わせはどれか。下のａ～ｅから一つ選びなさい。［シ］

① アレルギー性結膜炎は，目に飛び込んだ異物に対する血管迷走神経反射によって起きる，目のかゆみ，異物感，かすみ目，充血，眼脂（めやに）などの症状を特徴とする疾患です。

② 通年性アレルギー性結膜炎は，ハウスダスト，ダニのほか，動物（猫や犬など）のフケや毛なども原因となります。一方，季節性アレルギー性結膜炎の原因は主としてスギ，カモガヤ，ブタクサなどの花粉です。

③ 春季カタルの主な原因はハウスダストですが，花粉などたくさんのアレルゲンが関与しています。アトピー性角結膜炎では，目の周囲をこすることや，たたくことが悪化につながります

④ 主な症状は，目のかゆみ，異物感，充血，かすみ目，眼脂（めやに）です。春季カタルなど重症例で網膜障害を伴うと，視力低下を伴います。

⑤ 予防は，スギやハウスダストなどアレルギー反応の原因となるアレルゲンの除去や回避が原則です。治療の中心は内服薬による薬物療法ですが，春季カタルなどの重症例では，食事療法が行われることもあります。

| | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ |
|---|---|---|---|---|---|
| a | ○ | ○ | × | × | ○ |
| b | × | × | ○ | ○ | ○ |
| c | × | ○ | ○ | × | × |
| d | ○ | × | × | × | ○ |
| e | × | ○ | ○ | ○ | × |

(2) 次の文は，学校におけるアレルギー疾患対応の基本方針について述べたものである（「アレルギー疾患の児童生徒対応マニュアル」平成30年１月，高知県教育委員会）。文中の（ ① ）～（ ⑤ ）に該当する語句の組み合わせを，下のａ～ｅから一つ選びなさい。 ス

○ アレルギー疾患のある児童生徒への対応は，医師の診断を（ ① ）とするため，保護者等からの申し出を受け，対応するに当たっては，学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）の提出を求める。

○ 給食提供における事故防止の徹底のため，アレルギー疾患対応を踏まえた献立作成への配慮や給食の各段階におけるチェック機能の強化と，（ ② ）に改善する取組を行う。

○ 緊急時対応の充実を図るため，適切に迷うことなく（ ③ ）自己注射薬（エピペン®）の使用を促すための措置を講じるとともに，学校の状況に応じた（ ④ ）マニュアルの整備を行う。

○ 教育関係者のみならず，医療関係者，消防機関等の幅広い関係者が（ ⑤ ）を持ってアレルギー疾患対応に当たることが重要であるため，関係者間の連携体制の構築に努める。

○ 学校の規模や環境等，地域の実情に応じた対応に努める。

○ 学校給食においては，安全確保を最優先として，原因食物の完全除去対応を原則とする。

| | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ |
|---|---|---|---|---|---|
| a | 参考 | 継続的 | インスリン | 衛生管理 | 共通認識 |
| b | 基礎 | 定期的 | アドレナリン | 衛生管理 | 専門性 |
| c | 基礎 | 継続的 | アドレナリン | 危機管理 | 共通認識 |
| d | 基礎 | 定期的 | インスリン | 衛生管理 | 共通認識 |
| e | 参考 | 継続的 | インスリン | 危機管理 | 専門性 |

7　アトピー性皮膚炎について（「学校生活におけるアトピー性皮膚炎Q＆A＜令和３年度改訂＞」公益財団法人　日本学校保健会），次の（1）～（3）の問いに答えなさい。

（1）　次の文は，アレルギーマーチについて述べたものである。文中の（　①　）～（　④　）に該当する語句の組み合わせを，下のａ～ｅから一つ選びなさい。

セ

乳児期にアトピー性皮膚炎や（　①　）を発症し，幼児期に（　②　），その後，アレルギー性鼻炎やアレルギー性結膜炎などを発症し，あたかもアレルギー疾患が行進するかの如く順番に発症してくる様子をアレルギーマーチといいます。アトピー性皮膚炎を発症した全ての子供がそうなるわけではなく，乳児期早期に発症したアトピー性皮膚炎の患者さんのなかで，幼児期に自然に治らず持続するタイプに多いことがわかっています。小児の（　②　）の発症は（　③　）ごろまでが多く，アレルギー性鼻炎やアレルギー性結膜炎は（　④　）に急速に増えます。したがって，アトピー性皮膚炎，（　②　），アレルギー性鼻炎・結膜炎，という順番での発症が多いのですが，先にアレルギー性鼻炎を発症し，後から（　②　）を発症するお子さんもいます。

| | ① | ② | ③ | ④ |
|---|---|---|---|---|
| a | 食物アレルギー | 気管支喘息 | 10歳 | 思春期 |
| b | 気管支喘息 | 食物アレルギー | 10歳 | 学童期 |
| c | 食物アレルギー | 気管支喘息 | ５歳 | 思春期 |
| d | 食物アレルギー | 気管支喘息 | ５歳 | 学童期 |
| e | 気管支喘息 | 食物アレルギー | ５歳 | 学童期 |

(2) 次の文は，水泳指導および長時間の紫外線下での活動について述べたものである。文中の（ ① ）～（ ④ ）に該当する語句の組み合わせを，下のａ～ｅから一つ選びなさい。 ソ

過度の太陽光への曝露で症状が悪化する児童生徒等に対しては，紫外線の強い時期に行う長時間の屋外活動や水泳指導では，衣服（長袖・長ズボン）や日よけ帽子等で皮膚の露出を避けたり，授業見学や休憩時間等の待機場所をテントの中や日陰にする，日焼け止めクリームの塗布，ラッシュガード等の使用を許可するなど，（ ① ）の指示に沿った配慮をしてください。プール水の（ ② ）は学校環境衛生基準を遵守し，水泳後には皮膚に付着した塩素をシャワーでよく落とすように指導してください。（ ③ ）のまわりも水でよく洗浄することが重要です。シャワー後に，持参の外用薬や保湿剤を塗布することもありますので，（ ① ）に記載された治療内容を把握したうえで，塗布する（ ④ ）や時間の確保をしてください。

| | ① | ② | ③ | ④ |
|---|---|---|---|---|
| a | 学校生活管理指導表 | 遊離残留塩素 | 目 | 場所 |
| b | 学校医の意見書 | 遊離残留塩素 | 口 | 物品 |
| c | 学校医の意見書 | pH値 | 目 | 物品 |
| d | 学校生活管理指導表 | 遊離残留塩素 | 口 | 場所 |
| e | 学校生活管理指導表 | pH値 | 目 | 場所 |

(3) 次の文は，アトピー性皮膚炎の発汗後の対応について述べたものである。文中の（ ① ）～（ ④ ）に該当する語句の組み合わせを，下のａ～ｅから一つ選びなさい。 タ

アトピー性皮膚炎に対して発汗を避ける指導は必要ありませんが，かいた汗による悪化を防ぐための対策・指導は重要です。児童生徒等は，学校にタオルやハンカチを持ってきて，体育や休み時間の運動などで「汗をかいたら拭く」という（ ① ）を身に付けることが大切です。かいた汗に対するケアのために，体育の授業後には，シャワーを浴びる，水道の流水で流す，湿ったおしぼりで拭く，体操服を着替えるよう指導するなど，効果的な汗対策を行ってください。

制服や体操服などの（ ② ）が皮膚に合わず，アトピー性皮膚炎を悪化させている児童生徒等がいます。その原因としては，（ ③ ）の低さや擦れて刺激になるなどの（ ④ ）な原因のほか，ゴムや金属に対するアレルギーが原因となることもあります。

| | ① | ② | ③ | ④ |
|---|---|---|---|---|
| a | 知識 | 素材 | 保温性 | 物理的 |
| b | 習慣 | 素材 | 吸湿性 | 物理的 |
| c | 習慣 | 形状 | 保温性 | 化学的 |
| d | 知識 | 素材 | 吸湿性 | 化学的 |
| e | 習慣 | 形状 | 保温性 | 物理的 |

8 「教職員のための子供の健康相談及び保健指導の手引―令和３年度改訂―」（公益財団法人　日本学校保健会）について，次の(1)・(2)の問いに答えなさい。

(1) 次の文は，相談に当たっての基礎事項について述べたものである。①～⑤の説明について，正しいものには○，誤りのあるものには×をつけた場合，正しい組み合わせはどれか。下のａ～ｅから一つ選びなさい。 チ

① 相談は，児童生徒や保護者が話しやすく受容的で温かい雰囲気づくりに努める。対面する座り方のほか，斜めあるいは90度に座ると緊張感が和らぐ。対面に座るのは，児童生徒と一緒に作業をしながらの会話に適している。

② 相談時間は一般的に30分を上限とし，いたずらに長時間にならないよう心がけることが基本であるが，学校の状況に合わせて対応する。すぐに相談できないときは，約束するなどにより話を聴く機会を保証しておくことが重要である。

③ 相談における基本的姿勢は，相談者の気持ちを受け止め，相手の話をよく聴こうとすることである。原則として，できる限り先入観にとらわれないようにし，相談者の立場に立って話を聞く姿勢に心がける。

④ 相談者の説明や気持ちを確認しながら話を進める。

⑤ 児童生徒の特性，家族の状況，発達障害の可能性などに応じて，相談者の話を客観的に聞くだけでなく，問題解決に向けた情報収集のための質問をしたり，医師の意見や助言を伝える。

| | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ |
|---|---|---|---|---|---|
| a | ○ | × | × | ○ | ○ |
| b | × | ○ | ○ | × | ○ |
| c | ○ | × | × | ○ | × |
| d | × | × | ○ | ○ | × |
| e | ○ | ○ | × | × | × |

(2) 次の文は，保護者との相談におけるポイントについて述べたものである。文中の（ ① ）～（ ③ ）に該当する語句の組み合わせを，下のａ～ｅから一つ選びなさい。 ツ

○ 児童生徒の健康課題を理解するためには，保護者との連携が不可欠である。（ ① ）保護者と連絡を取り合い，信頼関係を築いておくことが大切である。
○ 保護者にしかできないこと，教職員にしかできないこと等，お互いにできることには限界があることを自覚するとともに，学校と家庭がお互いの立場を（ ② ）し，協力することで支援の輪が大きく広がることを理解しておく。
○ 児童生徒は，学校での様子と家庭での様子が異なる場合があることを認識する。
○ 保護者との相談では，保護者は児童生徒の（ ③ ）をどう理解し，どのようにしたいと願っているのかをくみ取るとともに，保護者の気持ちに寄り添い，保護者とともに歩もうとする姿勢を示すことが大切である。

| | ① | ② | ③ |
|---|---|---|---|
| a | 定期的に | 認識 | 性格 |
| b | 日頃から | 認識 | 性格 |
| c | 定期的に | 認識 | 課題 |
| d | 日頃から | 尊重 | 課題 |
| e | 定期的に | 尊重 | 性格 |

9 「子どもの心のケアのために―災害や事件・事故発生時を中心に―」（平成22年７月文部科学省）について，次の(1)・(2)の問いに答えなさい。

(1) 次の文は，子どものストレス症状の特徴について述べたものである。文中の（ ① ）～（ ④ ）に該当する語句の組み合わせを，下のａ～ｅから一つ選びなさい。 テ

幼稚園から小学校（ ① ）までは，腹痛，嘔吐，食欲不振，頭痛などの身体症状が現れやすく，それら以外にも興奮，混乱などの情緒不安定や，行動上の異変（落ち着きがなくなる，理由なくほかの子どもの持ち物を隠す等）などの症状が出現しやすい。

小学校の高学年以降（中学校，高等学校を含む）になると，身体症状とともに，元気がなくなって引きこもりがちになる（（ ② ）），ささいなことで驚く，夜間に何度も目覚めるなどの症状が目立つようになり，大人と同じような症状が現れやすくなる。

災害や事件・事故発生時における子どものストレス反応はだれでも起こり得ることであり，ストレスが強くない場合には，心身に現れる症状は悪化せず数日以内で消失することが多いが，激しいストレスにさらされた場合に，「再体験症状」，「回避症状」，「覚せい亢進症状」がストレス体験の（ ③ ）以内に現れ，２日以上かつ（ ③ ）以内の範囲で症状が持続した場合を「（ ④ ）」と呼ぶ。

| | ① | ② | ③ | ④ |
|---|---|---|---|---|
| a | 低学年 | うつ状態 | ４週間 | 急性ストレス障害 |
| b | 低学年 | うつ状態 | ８週間 | 外傷後ストレス障害 |
| c | 中学年 | 躁状態 | ４週間 | 急性ストレス障害 |
| d | 低学年 | 躁状態 | ４週間 | 外傷後ストレス障害 |
| e | 中学年 | うつ状態 | ８週間 | 外傷後ストレス障害 |

(2)　次の文は，基本的な対応方法を述べたものである。①～⑥の説明のうち，正しいものの組み合わせを，下のａ～ｅから一つ選びなさい。［ト］

① ストレス症状を示す子どもに対しては，ふだんより丁寧な接し方を基本とし，気遣う声かけをするなど本人に安心感を与えるようにする。

② ストレスを受けたときに症状が現れるのは特別なことであり注意を払う必要があること，症状は必ず和らいで行くことを本人に伝え，一人で悩んだり孤独感を持たずに済むように，信頼できる人に相談したり，コミュニケーションをとることを勧める。

③ 子どもがなるべくふだんと変わりない環境で安心して学校生活が送れるようにすることで，子どもに落ち着きと安全感を取り戻させるようにする。

④ 保護者に対しては，ストレス症状についての知識を提供するとともに，学校と家庭での様子が大きく異なることがあるため，緊密に連絡を取り合うことを心がける。

⑤ ストレス症状に，心理的退行現象と呼ばれる一時的な幼児返り（幼児のように母親に甘えるなど）が認められることがあるが，できるだけ早く元の状態に戻れるように指導し，経過観察するようにする。

⑥ 症状からASDやPTSDが疑われる場合には，児童精神科医などの専門医を受診する必要がある。学校医等の関係者と相談の上，受診の勧めを行い，専門医を紹介するなど適切な支援を行う。ASD及びPTSDと診断された場合は，専門医との連携が不可欠となる。

| a | b | c | d | e |
|---|---|---|---|---|
| ①③⑤ | ②④⑥ | ③④⑥ | ①④⑤ | ②④⑤ |

10 「学校において予防すべき感染症の解説　平成30年３月発行」（公益財団法人　日本学校保健会）について，次の（1）・（2）の問いに答えなさい。

（1） 次の文は，就学時の健康診断と感染症について述べたものである。文中の（ ① ）～（ ⑤ ）に該当する語句の組み合わせを，下のａ～ｅから一つ選びなさい。

ナ

市（特別区を含む。）町村の教育委員会は，就学時の健康診断を行い，就学時健康診断票を作成し，健康診断を受けた者の入学する学校の校長に送付しなければならない。感染症の予防には予防接種の果たす役割が大きいことから，就学時の健康診断票には，予防接種法に規定されている（ ① ）の予防接種の接種状況を確認する欄がある。確認するべき（ ① ）の予防接種の対象は，インフルエンザ菌ｂ型感染症，肺炎球菌感染症，ポリオ（急性灰白髄炎），（ ② ），百日咳，ジフテリア，破傷風，（ ③ ），風しん，水痘，日本脳炎である（平成30（2018）年３月現在）。2021年以降の就学時の健康診断においては（ ④ ）の（ ⑤ ）についても確認を行う必要がある。

| | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ |
|---|---|---|---|---|---|
| a | 任意 | BCG | 流行性耳下腺炎 | Ｂ型肝炎 | 感染症既往歴 |
| b | 定期 | ツベルクリン | 流行性耳下腺炎 | Ｂ型肝炎 | 感染症既往歴 |
| c | 定期 | BCG | 麻しん | Ｂ型肝炎 | 予防接種歴 |
| d | 定期 | ツベルクリン | 麻しん | Ａ型肝炎 | 予防接種歴 |
| e | 任意 | BCG | 流行性耳下腺炎 | Ａ型肝炎 | 予防接種歴 |

(2) 次の表は，第三種の感染症についての症状・予後を示したものである。感染症名と症状・予後の①～⑥の説明の正しいものの組み合わせを，下のａ～ｅから一つ選びなさい。 二

| | 感染症名 | 症状・予後 |
|---|---|---|
| ① | コレラ | 突然激しい水様性下痢と嘔吐ではじまり，脱水を惹起する。診断は便の細菌培養による。菌が検出された場合は，地方衛生研究所で毒素遺伝子等の確認を行う。 |
| ② | 細菌性赤痢 | 水様下痢便，腹痛，血便。なお，乏尿や出血傾向，意識障害は，溶血性尿毒症症候群や急性脳症の合併を示唆する症状であり，このような場合は速やかに医療機関を受診する。治療は，下痢，腹痛，脱水に対しては水分補給，補液など。また下痢止め薬の使用は毒素排出を阻害する可能性があるので使用しない。 |
| ③ | 腸管出血性大腸菌感染症 | 発熱，腹痛，しぶり腹，膿粘血便，下痢，嘔吐などが急激に現れる。 |
| ④ | 腸チフス，パラチフス | 持続する発熱，発しん（バラ疹）などで発病する。重症例では腸出血や腸穿孔がある。<br>診断は便と血液の細菌培養による。胆のうへの感染が持続しキャリアとなる場合がある。 |
| ⑤ | 流行性角結膜炎 | 急性結膜炎の症状で，結膜出血が特徴。結膜充血，まぶたの腫脹，異物感，流涙，めやに，角膜びらんなどがある。有効な治療薬はなく，対症療法が行われる。 |
| ⑥ | 急性出血性結膜炎 | 急性結膜炎の症状で，結膜充血，まぶたの腫脹，異物感，流涙，めやに，耳前リンパ節腫脹などがある。有効な治療薬はなく，対症療法が行われる。診断は臨床症状によりなされるが，アデノウイルス抗原の迅速診断キットがある。 |

| a | b | c | d | e |
|---|---|---|---|---|
| ①⑥ | ②⑤ | ③④ | ①④ | ②③ |

第３問　次の１・２の問いに答えなさい。

１「学校環境衛生管理マニュアル　平成30年度改訂版」（文部科学省）に関する次の（1）～（4）の問いに答えなさい。

(1)　換気に関して留意することについて誤っているものを，次のａ～ｄから一つ選びなさい。［ア］

ａ　一酸化炭素の量とともに他の汚染物質の増加も考えられることから，空気清浄度の判定は，気流の測定結果を踏まえて，総合的に評価すること。
ｂ　暖房時のみならず，冷房時にも換気に心掛けること。
ｃ　特殊なエアコンを除き，エアコンは室内の空気を循環しているのみで，室内の空気と外気の入れ換えを行っていないことから，換気を行うこと。
ｄ　インフルエンザ等の感染症拡大の予防対策として換気を行うこと。

(2) 次の文は，換気量の測定法と換気回数について述べたものである。文中の（ ① ）～（ ④ ）に該当する語句の組み合わせを，下のａ～ｅから一つ選びなさい。 イ

【換気量の測定法】

教室等の換気量の測定は，換気方式によって異なり，間接測定法と直接測定法のいずれかによる。換気量を求める方法は，JIS A1406や日本薬学会衛生試験法に規定されている。

間接測定法：自然換気の場合に用いる方法。教室の（ ① ）で（ ② ）濃度を測定し，その平均値から換気量を求める。なお，（ ② ）濃度は，教室内に瞬時一様に拡散分布していることを前提としている。

直接測定法：機械換気方式の場合に用いる方法。空気量を吹出し口や隙間等で（ ③ ）により直接測定し，換気量を求める。

【換気回数】

換気回数は，換気の効果を表す数値である。換気回数（回/時）は，換気量（$m^3$/時）を教室の容積（$m^3$）で除したものであり，単位時間当たりに教室等の容積に対し何倍の空気が入れ換わるのかを示す値である。１時間当たりの窓開けの回数を示すものではない。

学校環境衛生活動では，教室によってその容積や在室人数が異なるので，（ ② ）の判定基準（ ④ ）以下に保持するために，どの程度の換気量・換気回数が必要であるのか知っておくことが大切である。

| | ① | ② | ③ | ④ |
|---|---|---|---|---|
| a | ５点 | 一酸化炭素 | 検知管法 | 1,500ppm |
| b | ３点 | 二酸化炭素 | 検知管法 | 1,000ppm |
| c | ５点 | 二酸化炭素 | 微風速計 | 1,000ppm |
| d | ３点 | 二酸化炭素 | 微風速計 | 1,500ppm |
| e | ５点 | 一酸化炭素 | 微風速計 | 1,000ppm |

(3) 次の文は，浮遊粉じんについて述べたものである。文中の（ ① ）～（ ⑤ ）に該当する語句の組み合わせを，下のａ～ｅから一つ選びなさい。 ウ

＜検査回数＞

毎学年（ ① ）定期に行うが，どの時期が適切かは地域の特性を考慮した上，学校で計画立案し，実施する。

空気の温度，湿度又は流量を調節する設備を使用している教室等以外の教室等においては，必要と認める場合に検査を行う。また，検査の結果が著しく基準値を下回る場合には，以後教室等の環境に変化が認められない限り，次回からの検査を省略することができる。

＜検査場所＞

学校の授業中等に，各階１以上の教室等を選び，適当な場所１か所以上の（ ② ）上の高さにおいて検査を行う。

＜事後措置＞

・（ ③ ）を超えた場合は，その原因を究明し適切な措置を講ずること。また，換気方法や掃除方法等を改善すること。
・たばこの煙が原因となることから，学校においては（ ④ ）を防止するために必要な措置を講ずること。
・チョークの粉が浮遊粉じんの原因の一つである。チョークには硫酸カルシウム（石膏）製チョークと炭酸カルシウム製チョークがあるが，炭酸カルシウム製チョークは，硫酸カルシウム製チョークと比較して粒子の比重が大きく，チョークの粉の飛散が抑えられる。
・上履きに履き替えないで土足で教室を使用している場合は，校舎に入る際にマットで靴底の汚れを落とす指導や床拭きをするなど，（ ⑤ ）由来の粉じんを抑えるように配慮すること。
・外気が原因と考えられた場合，自治体の環境部局等と相談すること。

| | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ |
|---|---|---|---|---|---|
| a | ２回 | 床 | 0.01mg/m³ | 三次喫煙 | 土 |
| b | ２回 | 床 | 0.10mg/m³ | 三次喫煙 | 埃 |
| c | ２回 | 机 | 0.10mg/m³ | 受動喫煙 | 土 |
| d | １回 | 机 | 0.01mg/m³ | 三次喫煙 | 土 |
| e | １回 | 床 | 0.10mg/m³ | 受動喫煙 | 埃 |

(4) 次の文は，ダニ又はダニアレルゲンについて述べたものである。文中の（ ① ）～（ ④ ）に該当する語句の組み合わせを，下のａ～ｅから一つ選びなさい。

エ

＜基準＞

（ ① ）/m²以下又はこれと同等のアレルゲン量以下であること。

＜検査方法＞

温度及び湿度が（ ② ）時期に，ダニの発生しやすい場所において１m²を電気掃除機で１分間吸引し，ダニを捕集する。捕集したダニは，顕微鏡で計数するか，アレルゲンを抽出し，酵素免疫測定法によりアレルゲン量を測定する。

＜検査場所＞

保健室の寝具，カーペット敷の教室等において検査を行う。

＜事後措置＞

・基準値を超える場合は，電気掃除機を用いて日常的に掃除を丁寧に行う等，（ ③ ）の改善を行うこと。その際，集じんパックやフィルター等の汚れの状況を確認し，電気掃除機の吸引能力が低下しないように注意する必要がある。

・保健室等の寝具や幼稚園等において午睡用に使用する寝具は，定期的に（ ④ ）を行うこと。また，布団カバーやシーツを掛け，使用頻度等を考慮し適切に交換すること。のり付けすることによって，布団の中からのダニの出現を防ぐことができる。

| | ① | ② | ③ | ④ |
|---|---|---|---|---|
| a | 1000匹 | 低い | 掃除方法 | 乾燥 |
| b | 100匹 | 高い | 掃除回数 | 洗濯 |
| c | 1000匹 | 高い | 掃除回数 | 乾燥 |
| d | 1000匹 | 低い | 掃除回数 | 洗濯 |
| e | 100匹 | 高い | 掃除方法 | 乾燥 |

2 「学校における薬品管理マニュアル」(財団法人　日本学校保健会) について，次の(1)・(2) の問いに答えなさい。

(1) 次の文は，医薬品について述べたものである。文中の（ ① ）～（ ④ ）に該当する語句の組み合わせを，下のａ～ｅから一つ選びなさい。 オ .

＜一般用医薬品＞

一般の人が，薬剤師等から提供された適切な情報に基づき，自らの判断で購入し，自らの（ ① ）で使用する医薬品であって，軽度な疾病に伴う症状の改善，生活習慣病などの疾病に伴う症状発現の予防，生活の質の改善・向上，健康状態の自己検査，健康の維持・増進，その他保健衛生を目的とするものです。

＜医療用医薬品＞

医師若しくは歯科医師によって使用され又はこれらの者の処方せん若しくは指示によって使用されることを目的として供給される医薬品をさします。

医療用医薬品は，医師又は歯科医師が患者の疾病の症状や（ ② ）などを考慮して処方されることから，処方された人以外の人が使用すると危険なこともあります。

一般用医薬品を常備する場合においては，一般用医薬品が（ ③ ）なものであることを理解し，使用量，使用頻度は必要最小限でなければなりません。また，必要最小限の一般用医薬品を学校に置く場合には，（ ④ ）を整える必要があります。

| | ① | ② | ③ | ④ |
|---|---|---|---|---|
| a | 責任 | 年齢 | 応急的 | 管理体制 |
| b | 責任 | 性別 | 常用的 | 使用体制 |
| c | 意思 | 年齢 | 応急的 | 使用体制 |
| d | 意思 | 性別 | 常用的 | 管理体制 |
| e | 責任 | 性別 | 応急的 | 使用体制 |

(2)　次の文は，学校での医薬品取扱いに関する対応について述べたものである。文中の①～⑤の説明が正しいものには○，誤りのあるものには×をつけた場合，正しい組み合わせはどれか。下のａ～ｅから一つ選びなさい。 **カ**

＜学校における共通理解＞

① 学校での一般用医薬品の管理に関する責任者は校長です。

② 一般用医薬品の保管や使用状況などについては，養護教諭が一般用医薬品管理簿などに記録し，校長への報告・連絡及び相談に努めてください。

③ 年度当初には，養護教諭が児童生徒に対し，保健室の利用の仕方及び一般用医薬品にかかわる取扱いなどについて提案し，保健主事と協力して共通理解を図ることが大切です。

＜組織体制と役割＞

④ 学校での一般用医薬品の購入時の選定に当たっては，児童生徒の健康状態及び保健室の利用状況などの情報をもとに，養護教諭が管理責任者として学校の実態を踏まえて判断する必要があります。

⑤ 校長は，一般用医薬品の取扱いについて，養護教諭及び保健主事が教職員，保護者及び児童生徒の共通理解を得るための様々な機会（入学時オリエンテーション，学校保健委員会など）を活用できるよう働きかけることが必要です。

| | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ |
|---|---|---|---|---|---|
| a | × | × | ○ | × | × |
| b | × | ○ | ○ | ○ | ○ |
| c | × | × | × | × | ○ |
| d | ○ | × | × | ○ | × |
| e | ○ | ○ | × | × | ○ |

第４問　次の１～４の問いに答えなさい。

１　「保健主事のための実務ハンドブック　令和２年度改訂」（公益財団法人　日本学校保健会）において，学校保健に関する組織活動の推進について述べたものである。次の(1)・(2) の問いに答えなさい。

(1)　次の文は，教職員の協力体制の確立における校内体制づくりについて述べたものである。ａ～ｅの説明が誤っているものを，一つを選びなさい。　［ア］

ａ　学校保健活動を推進し，児童生徒の現代的な健康課題の解決などを図るためには，学校経営の責任者としての校長がリーダーシップを発揮することにより，学校内や地域社会における組織体制づくりを進めていくことが求められます。

ｂ　組織活動とは，全教職員が学校保健に関する共通理解に立ち，それぞれの得意分野を分担し，互いに連絡し合いながら助け合う活動であり，その中核としての保健主事の役割は重要です。

ｃ　学校運営組織としては，保健部，安全部，教育部といった「部」として位置付けることが多く，生徒指導部，特別活動部，教育相談部などの関連する組織と綿密に連携を図るとともに，それぞれが受け持つ役割を明確化することにより，組織的な活動として機能を発揮することが期待できます。

ｄ　児童生徒一人一人に働きかける学級担任に対して，学級経営案に児童生徒の健康に関する取組，保健指導の重点，教室環境の整備などに関する事柄が位置付けられるよう働きかけるなど，協力体制を確立することが大切です。

ｅ　学校医，学校歯科医，学校薬剤師等の専門性が発揮されるように，懇談会を開催したり，校内研修の一環として話し合う機会を設けたり，保護者の協力が得られるようPTA担当と連携したりすることで，校内における教職員の協力体制をより強固にすることができます。

(2) 次の文は，学校保健委員会の開催について述べたものである。文中の（ ① ）～（ ④ ）に該当する語句の組み合わせを，下のａ～ｅから一つ選びなさい。

イ

学校保健委員会は，学校における健康の問題を研究協議し，健康づくりを（ ① ）する組織です。

したがって，様々な健康問題に対処するため，家庭，地域等の教育力を充実する観点から，学校と家庭，地域を結ぶ組織として学校保健委員会を機能させることが大切です。

学校保健委員会については，昭和33年の学校保健法等の施行に伴う文部省の通知において，（ ② ）に規定すべき事項として位置付けられ，その後の各答申等においても設置の促進と運営の強化について提言されてきました。しかし，（ ③ ）かつ積極的に開催し，健康課題の解決に役立てている学校がある一方で，学校保健委員会が設置されていない学校，設置されていてもほとんど開催されていない学校もあります。

学校保健委員会が，学校保健活動の中心として機能するだけでなく，学校，家庭，地域の関係機関などの連携による効果的な保健活動につながるよう，その（ ④ ）を図っていくことが大切です。

| | ① | ② | ③ | ④ |
|---|---|---|---|---|
| a | 推進 | 学校保健計画 | 計画的 | 活性化 |
| b | 推進 | 学校保健計画 | 計画的 | 円滑化 |
| c | 実行 | 学校経営計画 | 定期的 | 円滑化 |
| d | 実行 | 学校保健計画 | 定期的 | 活性化 |
| e | 推進 | 学校経営計画 | 定期的 | 円滑化 |

2 「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（令和２年６月改訂版　文部科学省）において，虐待対応について述べたものである。次の(1)・(2)の問いに答えなさい。

(1) 次の文は，虐待が及ぼす子供への影響について述べたものである。文中の（ ① ）～（ ④ ）に該当する語句の組み合わせを，下のａ～ｅから一つ選びなさい。 ウ

虐待は，子供の心身の成長及び（ ① ）に重大な影響を与えるとともに，次の世代に引き継がれるおそれもあり，子供に対する最も重大な権利侵害です。最悪の場合，子供を死に至らしめる事例も少なくありません。

虐待の影響は，虐待を受けていた期間，その態様，子供の年齢や性格等により様々ですが，身体的影響，知的発達面への影響，心理的影響について，いくつかの共通した特徴が見られます。

| 身体的影響 | 知的発達面への影響 | 心理的影響 |
|---|---|---|
| 外傷のほか，栄養障害や体重増加不良，低身長などがみられます。（ ② ）により成長ホルモンが抑えられた結果，成長不全を呈することもあります。 | （ ③ ）できない環境で生活することや，学校への登校もままならない場合があり，そのために，もともとの能力に比しても知的な発達が十分得られないことがあります。 | 他人を（ ④ ）し愛着関係を形成することが困難となるなど対人関係における問題が生じたり，自己肯定感が持てない状態となったり，攻撃的・衝動的な行動をとったり，多動などの症状が表れたりすることがあります。 |

| | ① | ② | ③ | ④ |
|---|---|---|---|---|
| a | 学力の向上 | 愛情不足 | 安心 | 認識 |
| b | 人格の形成 | 栄養不足 | 学習 | 認識 |
| c | 人格の形成 | 愛情不足 | 安心 | 信頼 |
| d | 人格の形成 | 栄養不足 | 学習 | 信頼 |
| e | 学力の向上 | 栄養不足 | 安心 | 認識 |

(2)　次の文は，チームとしての早期対応について述べたものである。文中の①～⑤の説明について，正しいものには○，誤りのあるものには×をつけた場合，正しい組み合わせはどれか。下のａ～ｅから一つ選びなさい。 エ

＜チームとしての対応＞

① 通告先としての児童相談所，市町村（虐待対応担当課）のほか，当事者たる保護者への対応に関しては，学級担任が前面に立った組織的対応，関係教職員によるチームとしての対応が大事です。

② 虐待事案は，福祉事務所，医療機関など複数の関係機関と情報を共有しつつ連携して対応することや，専門の機関による判断や対応が必要な場面が多く，早期解決することも少なくありません。

③ 管理職は個々の教職員から虐待が疑われる事案についての報告を受けたら，速やかに学年主任や養護教諭，スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカーなど可能な範囲で関係職員を集め，それぞれがもつ情報を収集し，事実関係を整理することが重要です。

＜早期対応＞

④ 「発見」の段階からの早期対応が重要です。特に，明らかな外傷があり，身体的虐待が疑われる場合，生命・身体の安全に関わるネグレクトがあると疑われる場合，性的虐待が疑われる場合，本人が帰りたくないと言った場合はすぐに保護観察する必要性が高いと考えられ，児童相談所等に速やかに通告します。

⑤ 児童相談所等とは違い，学校による情報収集にはもとより限界があります。虐待の確証を探し切ることまでは，学校には求められていません。迷いや疑義がある場合は市町村（虐待対応担当課）に通告・相談するなど早期対応を心がけましょう。

| | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ |
|---|---|---|---|---|---|
| a | ○ | ○ | ○ | × | × |
| b | × | ○ | × | ○ | ○ |
| c | × | × | ○ | ○ | × |
| d | ○ | × | × | ○ | ○ |
| e | × | × | ○ | × | ○ |

3　次の文は，「『高知家』いじめ予防等プログラム」（令和２年３月　高知県教育委員会事務局人権教育課）において，いじめ防止について述べたものである。次の（1）・（2）の問いに答えなさい。

(1)　次の文は，いじめ防止等の対策を推進していくためのポイントについて述べたものである。①～⑥の説明のうち，正しいものの組み合わせを，下のａ～ｅから一つ選びなさい。［　オ　］

① いじめ問題を解決するにあたり，一番大事なことは，相談の窓口になることです。子どもの訴えを確実に受け止め，相談した子どもが安心して学校生活が送ることができるようにするため，定期的に相談窓口を開設し，子どもが大人を信頼して相談できるよう相談室での関わりを通して信頼関係を築いていくことが大切です。

② いじめが重篤化せず，軽微な段階で解決するためには，いじめを発見した教職員が問題の原因を探るために積極的に関わり，適切な役割分担により対応します。

③ すべての学校に「学校いじめ対策組織」を設置し，その役割を明確にし，かつ教職員全体に周知し，あらゆるいじめに対して教職員が責任感をもって一人で対応できる体制づくりを図ります。

④ いじめ問題に組織的に対応する際，スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど外部専門家とも適切に連携し，また地域住民からの協力や，保護者からの理解・協力も得ながら，いじめの解決策についてチームで検討・対応します。

⑤ 「行為を受けた子どもが心身の苦痛を感じている場合は，いじめに該当する」といういじめの定義に基づき，確実にいじめを認知することが大事です。

⑥ 「この程度は大丈夫」などいじめの定義を限定的に解釈せず，いじめの定義を正しく理解するとともに，いじめの件数が多いことは問題なので，大人がアンテナを高くし，重篤な事件になりがちなケースを中心に見逃さないようにします。

| a | b | c | d | e |
|---|---|---|---|---|
| ①③ | ①② | ③⑥ | ④⑤ | ④⑥ |

(2)　次の文は，いじめの早期発見の基本について述べたものである。文中の（　①　）～（　④　）に該当する語句の組み合わせを，下のａ～ｅから一つ選びなさい。

カ

いじめを早期発見するには，子どもの　（　①　）に気付くことと，気付いた情報を確実に組織で共有する，この２点がポイントとなります。

いじめの深刻化を防ぐためには，早期に（　②　）することが重要であり，そうすることで，早期に対応することができるようになります。

子どもの気になる変化や行動が見受けられたら（（　③　）やふざけあいに見えるものも含む），その情報を教員間で共有することが重要です。

情報共有するための仕組みを構築し，共有の方法が（　④　）に周知されていなければなりません。報告する際は，いつ，どこで，誰が，誰と，何を，どのようにと簡潔に，かつ必要な情報が抜からないようにすることが大切です。

| | ① | ② | ③ | ④ |
|---|---|---|---|---|
| a | 学習の遅れ | 認知 | けんか | 全教員 |
| b | ささいな変化 | 認知 | 遊び | 全教員 |
| c | 学習の遅れ | 行動 | 遊び | 関係者 |
| d | ささいな変化 | 認知 | けんか | 関係者 |
| e | ささいな変化 | 行動 | けんか | 全教員 |

4　次の文は，「教職員のための子供の健康相談及び保健指導の手引―令和３年度改訂―」（公益財団法人　日本学校保健会）において，自殺・自殺企図と自傷行為について述べたものである。文中の（　①　）～（　④　）に該当する語句の組み合わせを，下のａ～ｅから一つ選びなさい。［　キ　］

○自殺・自殺企図

自殺・自殺企図にはさまざまな背景がある。

（　①　）以降になると，周囲からの孤立・疎外，いじめ，虐待などを契機として自殺を考えるケースのほか，精神疾患（（　②　）・躁うつ病など）や災害・事件・事故の精神的後遺症（PTSDなど）の影響で自殺願望が生じる場合もある。特に（　③　）の児童生徒は，社会性の障害により学校への適応に苦労しやすいため，孤立やいじめに見舞われることが少なくない。

○自傷行為

自傷行為には，手首自傷（リストカット），多量服薬，タバコによる皮膚の焼き入れ（熱傷）などがあり，（　①　）ごろからみられ，年齢とともに割合が増す傾向がある。これらは必ずしも自殺企図として行われていないことが多い。

明確な自殺企図を目的として自傷行為を行うのは（　④　）以降に多く，その場合，傷の深さ，服薬量の多さなどが特徴的で，明確な理由や原因が見出されることが多い。

| | ① | ② | ③ | ④ |
|---|---|---|---|---|
| a | 小学校高学年 | うつ病 | 広汎性発達障害 | 高校生 |
| b | 小学校高学年 | 統合失調症 | 注意欠陥多動性障害 | 中学生 |
| c | 小学校高学年 | 統合失調症 | 広汎性発達障害 | 中学生 |
| d | 小学校中学年 | 統合失調症 | 広汎性発達障害 | 高校生 |
| e | 小学校中学年 | うつ病 | 注意欠陥多動性障害 | 高校生 |

第５問　次の１・２の問いに答えなさい。

１　次の文は，「中学校学習指導要領」及び「高等学校学習指導要領」の一部抜粋である。文中の（　①　）～（　④　）に該当する語句の組み合わせを，下のａ～ｅから一つ選びなさい。［　ア　］

＜中学校学習指導要領（平成29年告示）第１章　総則＞

学校における（　①　）に関する指導を，生徒の発達の段階を考慮して，学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより，健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に，学校における（　②　）の推進並びに（　③　）の向上に関する指導，安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については，保健体育科，技術・家庭科及び特別活動の時間はもとより，各教科，道徳科及び総合的な学習の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また，それらの指導を通して，家庭や（　④　）との連携を図りながら，日常生活において適切な（　①　）に関する活動の実践を促し，生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

＜高等学校学習指導要領（平成30年告示）第１章　総則＞

学校における（　①　）に関する指導を，生徒の発達の段階を考慮して，学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより，健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めること。特に，学校における（　②　）の推進並びに（　③　）の向上に関する指導，安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については，保健体育科，家庭科及び特別活動の時間はもとより，各教科・科目及び総合的な探究の時間などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行うよう努めること。また，それらの指導を通して，家庭や（　④　）との連携を図りながら，日常生活において適切な（　①　）に関する活動の実践を促し，生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。

| | ① | ② | ③ | ④ |
|---|---|---|---|---|
| a | 保健・体育 | 健康教育 | 体力 | 地域社会 |
| b | 保健・体育 | 食育 | 学力 | 地域社会 |
| c | 保健・体育 | 健康教育 | 体力 | 関係機関 |
| d | 体育・健康 | 食育 | 学力 | 関係機関 |
| e | 体育・健康 | 食育 | 体力 | 地域社会 |

2　次の文は，「中学校学習指導要領（平成29年告示）解説　総則編」及び「高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説　総則編」の一部である。文中の（　①　）～（　④　）に該当する語句の組み合わせを，下のａ～ｅから一つ選びなさい。［　イ　］

（　①　）第２条第１号は，教育の目的として「（　②　）身体を養う」ことを規定しており，本項では，（　③　）に関する指導を，生徒の発達の段階を考慮して，学校の教育活動全体として取り組むことにより，健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実に努めることを示している。（　②　）体の育成は，心身の調和的な発達の中で図られ，心身の健康と安全や，スポーツを通じた生涯にわたる幸福で豊かな生活の実現と密接に関わるものであることから，（　③　）に関する指導のねらいとして，心身ともに健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を一体的に示しているところである。(中略)

さらに，心身の健康の保持増進に関する指導においては，情報化社会の進展により，様々な健康情報や性・薬物等に関する情報の入手が容易になっていることなどから，生徒が健康情報や性に関する情報等を（　④　）選択して適切に行動できるようにするとともに，薬物乱用防止等の指導が一層重視されなければならない。

| | ① | ② | ③ | ④ |
|---|---|---|---|---|
| a | 教育基本法 | たくましい | 保健・体育 | 迅速に |
| b | 教育基本法 | 健やかな | 体育・健康 | 正しく |
| c | 教育基本法 | たくましい | 保健・体育 | 正しく |
| d | 学校教育法 | 健やかな | 体育・健康 | 迅速に |
| e | 学校教育法 | たくましい | 体育・健康 | 正しく |

